

COMPASS

学習院大学通信

第32号

2007.1.10

◆編集発行◆

学習院大学学生部 東京都豊島区目白1-5-1

CONTENTS

- 1ー 第57回 四大学運動競技大会
平成18年度「学生の提言」受賞者決定
- 2ー 「学生の提言」優秀賞受賞作品紹介
- 7ー 学長表彰
- 8ー 平成18年度学年末試験について
- 9ー 学生部からのお知らせ
- 10ー 各部署からのお知らせ
- 14ー 図書館だより
- 15ー 学芸員資格取得事務室からのお知らせ
東洋文化研究所からのお知らせ
保健室だより
- 16ー 卒業式・入学式の日程
盗難に注意
課外活動レポート(スカイサウンスジャズオーケストラ)

第57回四大学運動競技大会「総合優勝」達成！！

10月20日から22日まで、学習院大学において、第57回四大学運動競技大会が開催されました。学習院大学は、会場を提供し運営を行う当番校（4年に1度の持ち回り）をつとめ、無事、成功をおさめることができました。また、競技については、正式種目第1位・一般種目第3位の成績をおさめ、総合優勝を成し遂げました。通算では46勝となります。第58回大会は平成19年10月19日～21日に成蹊大学で開催されます。総合優勝はもちろんのこと、一般種目も第1位を目標に、学生さんのますますのご健闘を祈ります。

第57回 四大学運動競技大会得点表

	学習院	成 蹊	武 蔵	成 城
総合得点 (順位)	155.0 (1位)	141.5 (2位)	119.0 (3位)	112.5 (4位)
正式種目得点 (順位)	114.5 (1位)	107.5 (2位)	64.0 (4位)	69.0 (3位)
一般種目得点 (順位)	40.5 (3位)	34.0 (4位)	55.0 (1位)	43.5 (2位)
教職員種目得点 (順位)	9.0 (2位)	11.0 (1位)	6.0 (3位)	4.0 (4位)

※ 教職員種目の得点は総合得点に含まれません



平成18年度「学生の提言」受賞者決定

—— 優秀賞 自然科学研究科物理学専攻 博士前期2年 岩田正文さん ほかに佳作1点

本年度の「学生の提言」は、「大学生と喫煙」というテーマで募集を行ったところ、6点の応募がありました。応募のあった論文について、学長、学生部長、教務部長、学生部委員によって厳正な審査が行われ、優秀賞1作品、佳作1作品が下記のとおり決定しました。受賞者には、学長から賞状、ならびに学生部長から副賞が授与されました。



授賞式後、学長・学生部長と記念撮影
左から志村さん、岩田さん、森元さん

受賞者(敬称略)

1. 優秀賞
自然科学研究科物理学専攻博士前期課程
2年 岩田 正文
2. 佳作
経済学部経営学科 3年 森元 邦寛
経済学部経済学科 3年 志村 知晃



「大学生と喫煙」

自然科学研究科物理学専攻 博士前期課程2年 岩田正文

目次

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1章：はじめに | 子供への対応 |
| 吸う権利と吸わない権利の存在 | 病を患う人がいる |
| 2章：喫煙に対する私の立場 | 4章：嫌煙権について |
| 喫煙の是非と健康の関係 | 約束を守らない者に権利は認められない |
| 規制はなぜ行われたのか | 5章：提案～分煙を確立するために～ |
| 分煙の権利を獲得するために | 灰皿の設置箇所見直しについて |
| 3章：喫煙者の義務とモラル | 具体的な見直し方法 |
| 何よりも先に考えること | 6章：最後に |
| 喫煙者が新たに自覚すべきこと | |

1章：はじめに

◆ 吸う権利と吸わない権利の存在

タバコはずっと昔からある嗜好品である。しかし、タバコの害が社会的に問題視され、健康増進法の制定や医療機関での禁煙治療に対する保険適用がなされるようになった。こうした、喫煙者を取り巻く環境の変化に対し、喫煙という文化が存続できるのかという危機感を持っている。分煙についてもっと真剣に考えるべきだ。それと同時に、まず喫煙者は新しい喫煙ルールを受け入れるべきだとも考える。しかし、現状では喫煙者のマナーは法施行前のそれと変わらない。だから、そうしたマナーの悪化を受けて、急速に灰皿は撤去されている。大学でも、喫煙に対する厳しい措置が取られている。そうした現状を見て、喫煙者而非喫煙者がうまく共存することができないものかと思う。そこで、分煙実現のための具体的な方法を提案したい。本学ではまだ、分煙というスタイルを

とっており、灰皿の数も今では他大学に比べてだいぶ多い。今のうちに分煙を定着させるための適切な処置を取れば、喫煙者而非喫煙者が良好な関係を保ち共存できないかと考えている。分煙ルールを喫煙者が守るならば、喫煙者の吸う権利は保障されるはずだ。そうすれば、学校や非喫煙者が喫煙者に対して、施設内での禁煙を強制するような事態は避けられるのではないか。こうした経験を通して、文化的な衝突を回避するための権利と義務について考えることにもつながるだろう。このように、大学の中でタバコを吸う権利と吸わない権利を自分達で考え、互いに認め合うことが学生生活において重要であり、それが大学生として社会的に自立するということだ。私はその手助けが出来るような方法を日々考えている。そこで、以下のように学内における「分煙定着の具体的な方法」について以下のように述べる。

2章：喫煙に対する私の考え

◆ 喫煙の是非

タバコは嗜好品である。よく言われるような、健康を損なうという理由だけで喫煙の価値を判断するのは誤っていると考え。タバコの価値をもっと多面的にとらえるべきだ。だから、最終的には各自の価値観に応じた判断に任せるべきだろう。私もタバコを吸う。吸い出した理由は、好奇心であった。吸い出したことにそれほどの意味があったわけではない。しかし、友人と酒を飲んで語り合うときや恋人と喧嘩をした時など、いつも私と一緒にタバコはあった。私の心を高揚させ、また落ち着かせる役割を担った。悩み、眠れない夜に、ふと思いついてタバコに火をつけたことは何度もある。闇夜に光る、赤々としたタバコの火種が私を勇気付けてくれた。生活を通じて、喫煙という行為を何度も考えた。だから、タバコを大切に思う者の気持ちを考えずに、タバコをやめるべきだとは言ってほしくない。タバコは大切な思い出

であり、日々を彩る小物の一つであるから。

しかし一方で、タバコは酒やコーヒー・紅茶といった嗜好品に比べて、他人の日常生活とも密着にかかわっていることは事実だ。街中を歩くと、煙を吐きながら歩く人を見ては不快に感じる。そればかりか、タバコの火が子供の目に入りそうになったのを見て、ヒヤッとしたこともある。

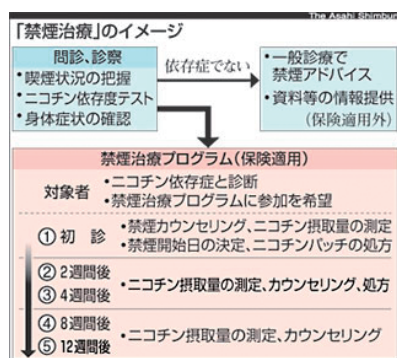
だから、タバコを吸う人は周りの人の迷惑を考え、他人の危険を避けてタバコは楽しまなければいけない。その意味で、タバコとは本来気軽に吸い始められるものではなかったのだ。

◆ 規制はなぜ行われたのか

健康増進法の規制は、公共空間での喫煙により、非喫煙者が健康上の被害を受けるためである。つまり、タバコの煙にたいして喫煙者が無意識だったことが直接の理

由である。喫煙者は、他人に煙が届くことに無頓着であり、それは、自分を含めて考えを正すべきだ。タバコは吸いたいときに吸えるものではない。健康増進法の施行は、法の趣旨に従えば、建物内での喫煙を禁じたのではなく、喫煙者の煙が他人に届くことを規制するのである。このことを意識して喫煙者は生活をする義務がある。

もう一つの禁煙治療に対する保険適用は、下の図にあるとおり、ニコチン依存症である人だけを対象に保険適用を行うものである。(出典：朝日新聞社HP：
<http://www.asahi.com/edu/nie/kiji/kiji/TKY200511250214.html>)



今回の保険適用を指して、喫煙者のすべてが依存症に陥っているという誤解をする人がいる。しかし、図にあるように、すべての人が依存症という前提があるわけではない。しかし、今回の保険適用が認められたことで、タバコに対する認識は変わりつつある。そのことを喫煙

者は事実として受け止め、改めて自分の喫煙に対する是非を考え直すことが必要であると考え。また、依存症とならないために、タバコの吸い方を考え直す必要がある。しかし、そのことがわかっていても喫煙者が改めることは難しい。先に述べたように喫煙行為は生活と密着しており、また、習慣性があるために、なかなか習慣を変えるのは難しいのも事実である。だから、今回の保険適用は必要に応じて活用すればよい。

◆ 分煙の権利を獲得するために

タバコをめぐる規制と、新たな法整備を受けて、タバコに対する社会の認識は厳しさを増した。そのような動きを受けて、喫煙を見直す人が増えたとの報道がなされている。しかし、だからといって禁煙を強制するというような風潮を助長するのはおかしい。確かに、喫煙者は非喫煙者にたいして無頓着すぎた。彼らが怒り、喫煙者から権利を奪うことを主張するのも当然である。だから、彼らの声を喫煙者は積極的に耳を傾けるべきだ。非喫煙者から禁煙を求める声に耳を傾け、改めて自分の行為を考え直す。そういった行動を通じて、社会からの禁煙の声は受け止めていくものだ。そして、喫煙者は、非喫煙者に対する配慮は義務として、分煙という権利を改めて手に入れる努力をすべき。そのためにはまず、灰皿のある場所以外では吸わないことが絶対条件となる。喫煙者が守るべき場所であり、今残されている喫煙所を守るよう努力すべきなのだ。

3章：喫煙者の義務とモラル

◆ 何よりも先に考えること

喫煙者がまず始めに心がけることは、灰皿のない場所ではタバコを吸わないことだ。言い換えれば、我慢をするということだ。喫煙者は、非喫煙者から見て、どうしようもなく我慢できない人たちだと思われる。実際に友人からそういわれたことがある。彼は、町中での歩きタバコや駅の喫煙所に着く前からタバコに火をつける人を見掛けると、無性に腹が立つのだという話を聞いた。さらに、これだけタバコを吸う人がいるのだから、灰皿があるのは仕方ないにしても、そこをはみ出して、灰皿の手前から吸い出すのはまさに我慢できない子供ではないのかと続けた。まさにそのとおりである。私は彼に返す言葉が見つからなかった。我慢できない喫煙者というレッテルはなんとしてでも返上しなければならない。「我慢できない喫煙者」と彼らが呼ぶのは、いつも不快な匂いを撒き散らし、我が物顔で歩く姿へ、怒りが込み上げるのをじっと我慢しているからではないか。今度は、喫煙者が我慢する番なのだ。そして、喫煙者は謙虚な気持ちでタバコは吸うべきだ。喫煙者は、すべての人々が共有する空間の一部を切り取り、分煙の場所を間借りする存在なのだから。

そこで、喫煙者が何よりも先に守るべきルールは以下のようになる。

- ① 喫煙所以外では吸わない
- ② 吸殻は灰皿以外に捨てない
- ③ 歩きタバコはしない
- ④ 火をつけたまま灰皿を離れない
- ⑤ 乗り物からタバコは捨てない
- ⑥ 子供の近くでは吸わない
- ⑦ 煙は人の方に流さない

これらは、健康増進法にかかれたことの具体化である。それは、法律であり、喫煙者に法的に禁じられた行為である。しかし、これだけでは足りない。そこで、以下のマナーを含めるべきだ。

◆ 喫煙者が新たに自覚すべきこと

- ① 車の中でタバコは吸わない（自分の車であっても）
- ② 家の中でタバコは吸わない
- ③ タバコを吸ったら手を洗う
- ④ 布団にタバコの煙がかからないようにする
- ⑤ 蓋のついていない灰皿は使わない
- ⑥ むやみに芳香剤を使わない
- ⑦ 歯は黄色いままにしない
- ⑧ 子供や未成年にタバコを見せない

以上、新たに自覚すべきこととして挙げたのは、健康増進法の趣旨が「非喫煙者に煙は流さない」という趣旨を発展させ、「非喫煙者にタバコの匂いを感じさせない」

ことを主旨とした。さらに、子供への対応が不十分なので、子供にタバコを見せないというルールも入れた。これらは、私自身がタバコを吸う上で気をつけてきたことであり、吸わない人が吸う人に対して不快に感じる点は改善するために心がけていることだ。車や家、布団などの布製品に染み付いた匂いについて、喫煙者は鈍感になりやすい。これらは、喫煙が日常生活と密接に関わっているからだろう。しかし、私はタバコを吸わない友人から服の匂いを指摘されたことで、気に掛けるようになった。その他に、友人の車に置いてあった芳香剤がタバコの匂いと混じり、不快に感じたことなど、喫煙者への課題はいくつもある。こうした、タバコを巡る匂いのトラブルをまとめ、配慮したことをマナーとした。

私自身、タバコの匂いを臭いと感じるわけではないが、それは吸っている時の話である。布に染み付いた煙や灰皿に残された吸殻が、時間が経ってから発する匂いは非常に不快である。それは、吸う人も吸わない人もおなじなのだ。そうした匂いに対して、多くの喫煙者は面倒に感じるのか、習慣化して気づかないなどの理由からか、無頓着であることが多い。そういった、喫煙時以外の事であっても配慮していくのは、喫煙が日常生活においてトラブルなく溶け込むためには必要だろう。そうした努力の効果は、実際にやってみると分かる。実際、友人からあなたはタバコを吸うのに全く嫌な匂いがしないといわれたことが何度かある。そういった場面に出くわすと、とても嬉しい。努力してよかったと感じる瞬間である。

4章：嫌煙権について

◆ 約束を守らない者に権利は認められない

タバコは吸う人と吸わない人がいる。このように互いの利益が相反する中で理性的な議論することは難しい。ただ、いたずらに互いの権利を主張し結局、物別れに終わってしまう。

そこで、嫌煙権を個人ベースで議論するのではなく、喫煙に対する社会的な受け止められ方がどう変化していくのかについて考察する。まず、吸う人と吸わない人を加害者と被害者と二分する。喫煙者はタバコの煙が他人に向けることや、喫煙者自身の服に染み付いた匂いなどさまざまな形で加害者となりうることもある。それに対して、非喫煙者は喫煙者が有効な対策をしない限り、そうした不利益をこうむる。

こうした片方がもう片方へ一方的に迷惑をかけるという形は、飲酒運転の規制に対しても見られる。タバコよりも先に、法律による規制がなされ、その後さらに強化された例として飲酒運転について触れよう。

死亡事故に占める飲酒運転の割合は2002年まで20%で高止まりしていた。再三に渡る注意喚起にもかかわらず悪質な飲酒運転は減らず、2002年から規制強化され、血中濃度0.25mg、違反点数6点→血中濃度0.15mg、違反点数13点となった。にもかかわらず、右の図のように規制強化

◆ 子供への対応

最近、分煙推進のために大規模な喫煙所が渋谷や新宿などで設置されている。その一方で、喫煙者の意識として、分煙はすすんでいないと感じる。しかし、もっと大きな問題で、早急に解決すべき事は、子供への対応である。大きな喫煙所の周りには相当な濃度の煙が舞っている。その中で、よくベビーカーに乗せられた子供がじっと親たちの一服を待つ姿を見掛ける。私たちの目線よりずっと低い位置では、もっと煙の濃度が濃い。その上、まだ幼い赤ん坊が煙に包まれるのを見ると、いたたまれない気持ちになる。こういった現状に即してはベビーカー立ち入り禁止といった看板を早急に立てるなどの対策は直ちに行うべきだ。

◆ 病気を患う人がいること

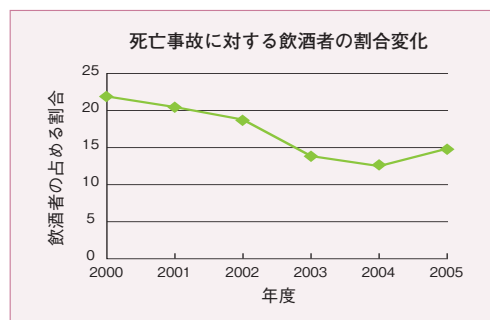
母が喘息になり、そのことがきっかけで、私は家の中でタバコを吸うのを止めた。喘息や、肺の病気を患っている人など、公共空間ではさまざまな理由でタバコを警戒する人たちがいる。そのような人々は、喫煙者が思っているよりもずっと多い。しかし、そういった人々の事情を考えずに、喫煙者の行為が彼らの心を傷つけることはとても心が痛む話である。

常に、自分達の行為に対してよく思っていない人たちがいることを喫煙者は忘れてはいけない。だから、いたずらに自分達の吸う権利を主張するのではなく、タバコを吸う場所を確保してくれることに感謝するべきだ。そうした心掛けが無ければ、灰皿の数はこれからも少なくなる一方だろう。

後わずか二年間で下げ止まり、2005年には大幅な増加に転じ、2003年度の割合を超えた。

このような懲りない違反者に対して、さらなる厳罰を求める声や、幫助者に対する厳格な調査が現在行われている。約束の守れないドライバーに対して、飲酒運転という危険行為は厳格に管理を受け、法が強くドライバーの私生活の中へと切り込んでいるのだ。

(出典：政府広報オンラインのデータを元に作成
http://www.gov-online.go.jp/pickup/2005_11/pickup_a.html)



再び、喫煙の話題に戻そう。飲酒運転者の規制が強化されたのは、悪質な違反によって社会的な認識が変化したのがきっかけだった。今回の健康増進法施行について

も、健康悪化と喫煙の相関が明らかになったことで、社会の喫煙に対する認識が変化した。

健康増進法の施行をきっかけに、今までタバコを吸えた場所が禁煙となり、喫煙者の多くは、タバコに対する社会の認識が変化したと感じただろう。しかし、今はどうか。「喫煙所だけで吸える」という認識は薄れ、相変わらず歩きタバコをする人は減らない。それは、厳罰化にも関わらず、一向に飲酒運転を止めない悪質なドライバー達と同じだ。喫煙者が今のままならば、必ず規制が強化され、喫煙者がタバコを吸う権利を主張するこ

5章：私の提案～分煙を確立するために～

大学は教育機関であり、勉強だけでなく社会的な学習も担っている。従って、敷地内の全域で禁煙とすることは喫煙問題へ取り組みを遮断することである。こうした態度に疑問を感じる。学生が自主的に喫煙態度について考え、行動を改めるような環境を提供するべきだ。幸い、本学では分煙というスタイルを取っており、学校内で学生は喫煙問題と向き合う機会が与えられている。こうした学校のスタンスには大いに共感する。しかし、実際のところ喫煙を取り巻く問題に対して、回避策に欠ける点が多いのも事実である。そこで、具体的にどのような対策をとるべきかについて考察した。まず、学校の灰皿の設置箇所に対する見直し案を述べる。その後、学生の中に未成年者が含まれることへの対策についても触れる。

◆ 灰皿の設置箇所見直しについて

本学の灰皿設置数は、私の調査で少なくとも90箇所以上に上る事がわかった。この数は、非喫煙者が害なく生活するためには多すぎる。しかし、だからといって他大学で行われているような、喫煙所の設置で解決すれば済むわけではない。喫煙所は事実上喫煙者が独占する場所であり、それは学校の風景としてもふさわしくない上に、喫煙者が非喫煙者について考え、自分たちの行為を考え直す機会を奪う。そのため、灰皿の削減と設置方法の見

直しを提案する。つまり、学校の共有空間の中で出来る限り非喫煙者に害が及ばないような設置方法を目指した。

こうしたことを踏まえて、喫煙者は喫煙マナーを見直すべきだ。それ以外に解決策はない。

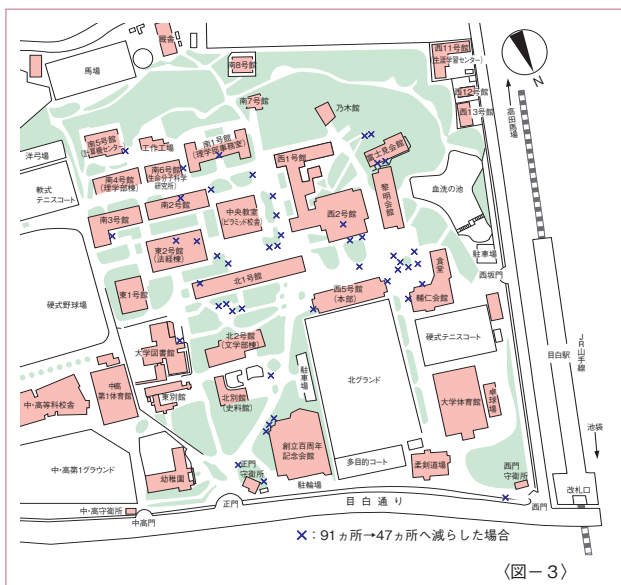
◆ 具体的な見直し方法

- ① ごみ箱の上に設置されている灰皿は撤去または使用禁止にする
- ② スポーツする場所の近くに設置されている灰皿は撤去する
- ③ 建物の入り口付近に置かれた灰皿はすべて撤去する
- ④ 道幅が狭く、煙が届くことが避けられない場所の灰皿は撤去する

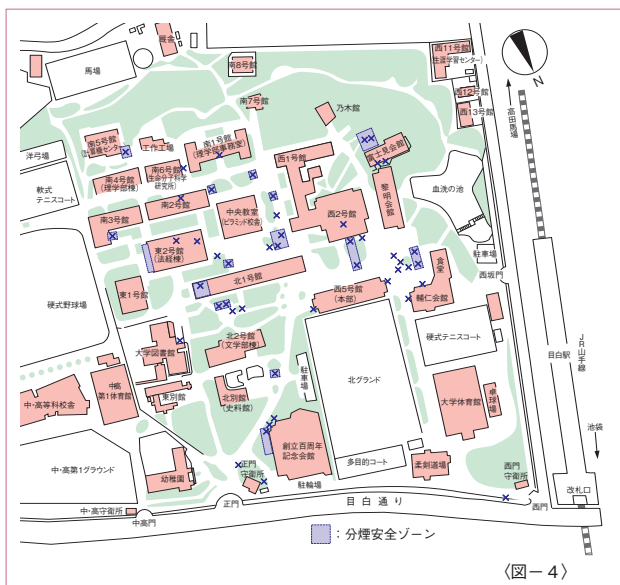
①を行う理由は、ごみ箱はすべての人が使用する共用施設だからである。そこに灰皿という特定の人が使う施設は設けるべきでない。ごみ箱へ捨てに来た人が煙を受ける危険性が伴う。こうした分煙に適さない場所にある灰皿は撤去すべきである。これについては本学も対策を行い、新しいスチール製のごみ箱へと転換がすすんでいる。しかし、こうしたごみ箱は、いぜん10箇所以上残ったままであった。こうしたごみ箱については、灰皿の部分だけはまず撤去すべきだ。

②については、スポーツするものがタバコを吸うべきでないからである。こうしたスポーツ選手の喫煙については、プロ野球やゴルフなどを中心に競技者の意識への





〈図-3〉



〈図-4〉

問題提起が何度もなされている。こうした問題には、プロであることに関わらず、意識の転換を促す措置は取るべきだ。したがって、スポーツする場所の近くにある灰皿は撤去すべきだ。こうした灰皿は6箇所あった。

①と②合わせて20個の灰皿と、残り71個の設置箇所を記したのが別紙の〈図-1〉である。

③については、建物の入り口付近は人の出入りが頻繁になされる場所であり、喫煙者が自分達のマナーに気遣っていても、非喫煙者に煙が届くだろう。入り口は、非喫煙者と喫煙者が交わる交差点のような場所だと考え、そうした箇所の灰皿は撤去するべきだと考えた。同時に、④のような細い道は、喫煙者が非喫煙者を避けられない、一方通行のような場所だから、撤去すべきだと考えた。③は17箇所あり、④は4箇所あった。合計20箇所と残り56箇所とを合わせて〈図-2〉に記した。

以上、①～④の方針に従い、91箇所あった灰皿の数は47箇所となり、約半数へと減らす必要があることが分かった。その47箇所は〈図-3〉に示してある。これらに加えて、学内の分煙安全ゾーンを〈図-4〉に提案した。

①～④のどれにも当てはまらない場所であっても、47箇所の灰皿がまだ残る。今後、さらに厳しいルールが適用される場合に備えて、喫煙者の害が及ぶ可能性の最も少ないと思われるゾーンを15箇所選び出した。最終的には、喫煙者が喫煙マナーを守る前提のもとに、灰皿はこれらのゾーンのみに収めるべきだと考えている。まず、91箇所設置された灰皿を47箇所へと減らし、その後段階的にこれらのゾーンへと集約するといった運用をイメージした。こうした変化を経て、学校内の公共空間の主役は喫煙者から非喫煙者へと移行させなければいけない。しかし、それは喫煙者に喫煙所の占有を許すという意味ではない。喫煙者は、自分たちだけの場所を得るのではない。公共空間の一部を使用するという意識で非喫煙者に迷惑をかけないように自然と心がけるのが理想だ。

◆ 未成年者への対応と分煙の定着化の具体的方法

大学の入学時は、未成年者がほとんどだ。しかし、学校の分煙という姿勢を伝える場合は、入学時が最も適した機会であるのも事実だ。そこで、学校の喫煙問題に対する姿勢を学生に対して説明するスタイルをとったのだろうか。そこに盛り込みたい内容として、1つ目は喫煙が喫煙所のみで許される行為であること伝えるが挙げられる。(喫煙所で行うことではなく、喫煙所で許されるとすることで、喫煙者に対して学校が分煙の権利を与えたのだ) 2つ目は、大学内でのタバコ、酒類の販売に対し、全員に対して年齢のチェックすることを書きたい。これは、販売サイドとの合意と協力が必要であるから、直ぐに実現できるわけではないかもしれない。できることならば、販売カウンターのその旨を記した看板が設置できれば尚良い。こうして、形骸化しつつある未成年者の禁酒・禁煙について、購入者の見た目の年齢に頼らず、全員に対してチェックすることは意味があるだろう。学校がそうした姿勢を学生に示し続けることで、学内すべての人に対して未成年者の喫煙・飲酒の問題が形骸化したわけではないことがアピールできるからである。このアピールとして重要なのは、未成年者の喫煙・飲酒に対して、ルールを説明するのではなく、実際にチェックすることだろう。確かに、サークル活動や学外の行動を学校が管理できるわけではない。しかし、だからといって黙認するのはおかしい。学校は、学校が出来る対策を取るべきだ。そこに、大学の社会教育としての意味がある。言葉や文書で伝えるより、学校がそうした体験を提供することに大きな意味がある。そうすれば、それらの体験を通して、学生自身の頭で喫煙・飲酒の是非を考えさせるための役割を学校が担うことができる。どんなことがあっても諦めず、大学は社会のルールに沿った行動を示すべきである。それが、分煙ルールの定着にとっても必要なことだ。

6章：最後に

私の好きなテレビドラマ「踊る大捜査線」の中で、印象的なシーンがある。柳葉敏郎扮するエリート警察官僚が、所轄署の刑事に「えらくなりたかったら、タバコを止める」といわれたことが禁煙した理由だと話すシーンだ。官僚の世界では、ずっと昔からタバコは認められていなかったのだろう。だから、その世界に入る心意気を示すために禁煙したのだ。

そういう前向きな禁煙ならいい。健康を心配してタバコを止めるのもいいだろう。しかし、決心も無いのになんとなく止めたほうがいいという態度が一番情けない。喫煙者は我慢できない人間だと思われる。その本人が、タバコを吸うことに自分なりの意味が見出せないというのは悲しい。

意地になってタバコを吸いつづける必要はもろろない。しかし、自分のタバコに対する思いや喫煙に対する考えを誰かに話せることは重要なのだ。喫煙者にとってタバコを吸うことは、間違いなく自分の生活の一部であり、その細切れの時間をタバコがつなぎあわせる。それは自分の縮図であり、そこには必ず、自分の表情を見出す。そうして、何か身の回りの物や人を通して、自分を客観的に見つめなおすのだ。それは、大人になることであり、自分を表現していくことにつながる。携帯電話が人々にとって手放せないものであるように、喫煙者にとってタバコは手放すことができないものだ。そして、携帯電話のように電波と情報を媒介するだけではなく、タバコは直接私たちの口に触れる。また、携帯電話のように簡単に取って換えられるものでもない。何年も同じ銘柄のタバコを吸い続けるのだ。そうして、長く吸えばす

うほど、そのタバコの良さが見えてくる。そういった物が今の時代にはあるだろうか。物があふれ、買った次の月には物が古くなってしまいう時代に、タバコはその物体を通じてゆっくりと変わっていく世界を私たちにを見せてくれる。

せっかく吸い始めたのだから、そうしてタバコを通して自分を感じるという体験をするまで、禁煙ということをおぼれていてもいいのだと思う。もしそうすることができたのなら、学生生活という短い時間を彩ったタバコが大切な思い出になると信じている。だが、喫煙マナーや分煙ルールを守るのはいつも、おぼれてはいけない。

◆◆「学生の提言」受賞コメント◆◆

自然科学研究科物理学専攻 博士前期2年 岩田正文

優秀賞を頂きありがとうございます。この論文を書いていて感じたことがあります。書くとは、自分との対話だということです。そして、このことは友人に教えられるのだと気づきました。人と交わした言葉は、自分との会話も豊かにしていたのです。誰かに向けた怒りや言葉も、私の気持ちとなって戻ってきます。だから書いていて、孤独ではありませんでした。そして、出来上がった原稿は、始めにイメージしていた内容と全然違いました。それは、書き進むにつれ、ひとつ、またひとつと誰かの声が頭の中へ甦り、その言葉が私の筆の運びを変えてくれたからでしょう。みんなも、筆をとって書いてみてください。きっと、それぞれの驚きと発見があるはずです。



学長表彰

—自然研M2水谷佳奈さん受賞—

●受賞者

自然科学研究科物理学専攻博士前期課程2年
水谷佳奈さん

●表彰式

平成18年11月24日（金）13時より西5号館6階学長室
において表彰状と副賞を授与

●表彰理由

平成16年度卒業研究がもとになった三次元位置観測方法及び装置の発明が、学習院と独立行政法人科学技術振興機構（JST）の共同で特許として出願され、本学において初めての学生発明者となった為。（さらに、国際特許として出願することが決定）。また、この研究内容については、日本生物物理学会・日本分子生物学会等、数々の学会で報告され、高い評価を得ている為。



●研究内容

従来の光学顕微鏡ではX-Y平面の二次元の情報しか得られませんでした。立体的な三次元情報が得られる、新しい原理の光学顕微鏡を開発しました。この三次元顕微鏡は高時間分解能および高空間分解能が実現しているため、この顕微鏡を用いることで、まだ明らかにされていないタンパク質のZ軸方向への微小な動きを明らかにしたいと考えています。

●受賞コメント

この度は学長表彰という名誉ある賞を頂き、どうもありがとうございます。楽しみながら研究していた事がこのような結果につながり、大変うれしく思っております。今回頂いた賞を励みにして、今後もいっそうの努力を重ねていきたいと考えております。この場をお借りして、御指導いただきました西坂崇之先生および諸先生方、研究室の皆様へ深く感謝致します。

◆学長表彰とは◆学習院大学に在学する学生で学術研究活動等が学会等において高く評価された者に対して行う（「学習院大学学生表彰規程」）。

平成18年度学年末試験について

【告 示】

すでに発表されたとおり、来る1月22日(月)から学年末試験が行われる。受験にあたっては、正々堂々自らの実力を発揮し、日頃研鑽の成果をあげてほしい。

この際、特に学生諸君に求めたいのは、決して不正行為を行わないという決意と、誘惑を斥ける勇気である。これまで再三の注意にもかかわらず、不正行為が跡を絶たないのは、誠に悲しむべきことと言わねばならない。諸君は、不正行為が憎むべき裏切り行為であるばかりでなく、おのが人格の完全な否定であることを知るべきである。

大学としては、不正行為に対し、断固たる処分をもって臨む方針である。切に諸君の自戒・自粛を望む。

平成19年1月

学 長

【学年末試験にあたって】

本年度学年末試験が1月22日(月)から始まるが、試験に臨むに当り、履修要覧「履修について」項目8(試験について)を再度熟読し、いやくも本学学生として学長告示に違背することのないよう特に要望する。

万一、不正行為があった場合には、無期停学及び当該年度履修全科目の無効措置等の処分を行う方針であるから特に自戒を切望する。

平成19年1月

教務部長
学生部長

平成18年度 学年末試験 実施日程・時間など

■ 1月22日(月)～2月3日(土) ■

1 時 限	9時00分～10時30分	<60分で行う科目>	試験本部は多目的ホール(西5号館1階)に設ける。
2 時 限	10時50分～12時20分	総合基礎科目	
3 時 限	13時10分～14時40分	(外国語科目・体育科目)	
4 時 限	15時00分～16時30分	<90分で行う科目>	
5 時 限	16時50分～18時20分	専門科目・総合基礎科目	
6 時 限	18時40分～20時10分	(外国語科目・体育科目を除く)	

学年末試験は上記の期間に実施するが、授業科目によっては、この期間外に実施するものもある。定期試験の時間割は1～2週間前に掲示によって発表する。

◆受験上の注意

- (1) 履修届によって登録された授業科目でなければ受験することは出来ない。
- (2) 試験時間割には、平常の授業と試験の曜日・時限・教室が異なる授業科目等があるので注意すること。
- (3) 受験の際には、必ず学生証を携帯し、試験時間中は常に机上に呈示しておかなければならない。
- (4) 学生証を携帯しない者は、いかなる事情があっても受験出来ない。学生証を忘失した者に対しては、試験期間中に限り特別に発行する「仮学生証(学内試験用)」(西5号館4階学生部で発行)を持参、呈示した場合に限り、受験を許可する。
- (5) 試験場における座席は、番号札もしくは本学備付六法の番号によって指定する場合がある。その場合、学生は入室時に必ず番号札もしくは本学備付六法を受け取り、指定された席に座らなければならない。
- (6) 試験教室に入室する際は、必ず携帯電話、ポケットベルなどの電源を切った上、バッグ等の中に入しうこと。
- (7) 着席後は、私語を慎み、筆記具その他予め許可されたものの以外を机上に置いてはならない。
- (8) 試験教室に入室した後、手洗い等のために一時退室することは一切認められない。
- (9) 試験開始後20分以上遅刻した者は受験を認めない。また、試験開始後30分を経過するまでは、試験場からの退退を許可しない。

※気象に関する警報が発表された場合、および自然災害・ストライキに起因する交通機関の運行停止の場合の措置については、授業と同様の扱いとする(「5. 休講について」参照)

- (10) 解答用紙には、最初にボールペンもしくは万年筆で学籍番号、氏名等所要事項を記入し、退出の際には、教卓、教壇等指示された場所に必ず提出しなければならない。解答を断念した場合も同様である。
- (11) 5大学間単位互換制度(f-Campus)に基づく他大学提供科目と本学授業科目の試験日時が重複した場合には、他大学提供科目の受験を優先し、本学授業科目の試験については教務部教務課に相談し、別途指示を受けること。

◆棄権について

- (1) 受験の途中で棄権する場合は、学部、学科、学年、学籍番号、氏名を正確に記載のうえ、科目担当教員が棄権したことを容易に確認できるように、解答用紙の表側に「棄権」と、大きく記載すること。

なお、「棄権」と記載した解答用紙を提出した学生は、当該科目の全ての権利を放棄したものとみなす。したがって、当該科目についての救済措置(成績調査・追試験等)はいかなる場合もこれを行わない。

また、「棄権」した科目の成績評価は行わず、成績表にも記載されない。

◆不正行為について

次の行為はこれを不正行為として学則第70条に基づき懲戒を加える。

- (1) 番号札もしくは本学備付六法を交換したり、これに応じたりすること。また、不正使用の目的をもって故意に番号札もしくは本学備付六法を持ち帰ること。
- (2) 持ち込みを許可されていないノート、教科書、参考書等を参照すること。
- (3) 持ち込みを許可された六法全書、辞書等に不正行為を目的として予め書き込みをすること。
- (4) 試験時間中にノート、教科書、参考書等を貸借すること。
- (5) 代人が受験すること。
- (6) 他人の答案をのぞき見て写したり、写させたりすること。
- (7) 試験内容に関する私語をすること。
- (8) 以上の不正行為に類する行為をすること。

◆追試験について（「9. 追試験について」参照）

やむをえない事情によって所定の日に試験を受けられなかった者で、所定の期日までに以下に示す詳細な理由を具

して願い出た者に対し、教授会の議を経て追試験を許可する場合がある。

- (1) 学年末試験追試験対象科目
第2学期終了科目および通年科目
ただし、掲示による事前周知のない試験科目は対象外とする。
- (2) 出願期日 2月7日(水) まで
- (3) 手続時間は下記のとおり
月～金曜日 8:50～16:00 土曜日 8:50～12:00
日曜日・祝日 閉室
- (4) 受験料は、1科目あたり1,000円である。（今年度より変更）。
- (5) 以下の場合については、受験料を徴収しないこととする。
 - 5大学間単位互換制度に基づき、他大学設置科目の授業・試験を優先させた場合
 - 交通機関遅延の場合（ただし、鉄道に限る）
- (6) 追試験は、必ず評価の対象となり棄権は認められない。また、追試験の場合は不利な点が多いので、試験期間には健康に充分留意することが肝要である。

■学生部からのお知らせ

■「教育ローン金利助成奨学金」の募集について■

本学が指定する金融機関より学費の納付を目的として、教育ローンを借用した場合、在学中に支払った金利の一部を申請により給付いたします。

概要は以下のとおりです。詳細については、学生部にお問い合わせください。

1. 目 的

学費支弁のため教育ローンを利用した方への家計負担軽減を図るため。

2. 指定金融機関（名称は平成18年4月1日現在）

国民生活金融公庫・中央労働金庫・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・みずほ銀行・りそな銀行

3. 奨学金額

当年度に支払った金利のうち、学費（授業料＋維持費）の累積金額に対する金利2%又は、支払った金額のどちらか低い金額を奨学金として給付します。

4. 手続き

平成19年1月10日(水)以降、学生部窓口で申請書類を受け取り、①所定申請書、②振込口座届、③金利支払いを証明する書類を平成19年2月6日(火)までに学生部窓口へ提出してください。

5. 奨学金の交付

申請内容を審査の上、適格者に、平成19年3月31日(土)までに指定の口座に振込みをもって給付します。

■入学試験時の入構規制について

平成19年度入学試験が、平成19年2月10日(土)・12日(月)～14日(水)まで実施されます。みなさんのご協力をお願いいたします。

【学内入構禁止日時】

2月10日(土) 午前6時～2月11日(日) 午前6時
2月12日(月) 午前6時～2月15日(木) 午前6時

※例年、レポート提出のため入構を希望する学生がありますが、入構許可証をもっている下記学生以外は入構できません。

【入構許可証発行対象者】

- 監督補助員 ● 誘導案内係
- 馬術部 ● 入試業務以外の学生アルバイト

※大学院生（研究）及び理学部学生（卒業実験）で、申請の上、許可された学生は正門で記帳の上入構できます。

【入構規制中の事務取扱い】

事務取扱いは行いません。

■平成19年3月卒業生（学部）／修了生（法科大学院・大学院）の証明書交付

平成19年3月10日に卒業／修了が決定した学生に対して、次の要領で証明書を発行します。

(1) 証明書の種類

- 成績証明書（和文・英文）
- 卒業証明書（和文・英文）
- 学位取得証明書（和文・英文）

※法科大学院・大学院修了生対象。修了証明書を兼ねる。

(2) 証明書申込（予約）場所

証明書自動発行機（西5号館4階学生部前）

(3) 証明書発行場所 学生部

(4) 発行日程・手数料（下表参照）

申込（予約）受付日	申込受付期間	発行日	手数料
3月10日(土)	卒業発表揭示後 (10時頃)～12時30分	3月20日(火) 卒業式終了後から 14時まで	1通 和文 100円 英文 300円
3月12日(月)～17日(土)	月～金 9時～16時45分 土 9時～12時30分		
3月20日(火)	9時～14時	3月22日(木)	
3月22日(木)～31日(土)	月～金 9時～16時45分 土 9時～12時30分	即 日	1通 和文 200円 英文 600円
4月2日(月)以降	月～金 9時～16時45分 土 9時～12時30分	即 日	

★卒業追加認定者… 3月31日(土) 発表後受付開始、即日発行。

各部署からのお知らせ

就 職 部

《4年生・博士前期2年生へ》

■進路（就職・進学・その他）決定届・就職活動報告書・就職活動についてのアンケートの提出 **重要**

●《進路決定届（全員提出）》

就職内定または就職以外の進路が決定している方で上記の届を提出していない方は至急提出してください。用紙は就職部力ウンターに置いてあります。就職部HPまたは「就職ガイドブック」の綴じ込みハガキを使用しても提出できます。

未提出の場合、企業人事部から就職部への内定確認・その他の照会の依頼があっても、正確に答えることができません。また、内定後のトラブルにもなりかねませんので注意してください。

●《就職活動報告書・アンケート（就職内定者のみ）》

就職が内定した方は活動報告書およびアンケートも提出してください。後輩達のためにも是非ご協力をお願いします。

■就職希望者で就職が内定していない学生へ **重要**

4年生等の就職希望者でまだ内定を得ていない学生は、速やかに就職部に相談に来てください。担当の職員が個別に相談にのり、企業等の紹介・斡旋を行っています。是非積極的にご利用ください。

《3年生へ》

■学内企業説明会 開催 **重要**

○開催日：2月20日（火）～27日（火）（除く土日）

場所・時間等詳細は別途掲示をご覧ください。また内容に変更が生じた場合も随時掲示にてお知らせいたしますのでご確認願います。120社以上の企業の説明会が学内で開催されます。企業担当者の生の声を聞くことが出来る大変有用な機会です。積極的に参加してください。

◆就職部資料室およびPC・AVコーナーの活用◆

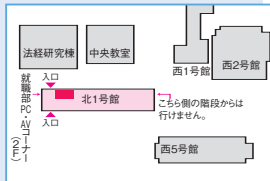
就職資料室は、北1号館1階（事務室隣）に、就職部PC・AVコーナーは、北1号館2階（事務室上）にあります。ここでは、就職に関する資料・書籍・雑誌等（公務員受験関係の資料も含む）が閲覧できます。是非ご利用ください。

なお、資料室およびPC・AVコーナーの開室時間は、以下のとおりです。

平日 8:40～16:30

土曜日 8:40～12:00

（HP）<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/adm/place/index.html>



施 設 部

■輔仁会館の貸出（平成19年1月～3月の期間）

貸出期間	貸出時間	申込み受付
1月8日（月）～1月18日（木）	平常どおり	12月8日（金）より
1月19日（金）～1月31日（水）	平常どおり	1月9日（火）より ※1月9日に1/19～31分を まとめて受付
2月1日（木）～2月28日（水）	貸し出さない	

※3月分については、1月下旬ごろお知らせする予定です。

教 務 部

■平成18年度成績表の交付について

平成18年度成績表を次のとおり交付します。

1. 対象者 卒業生・修了生を除く全員

2. 期 間 平成19年3月27日（火）・28日（水）
29日（木）（3日間）

午前9時～午後4時30分

（11時20分～12時30分は昼休み）

3. 場 所 西5号館1階多目的ホール

注意事項

- 必ず学生証を持ってくる。
- 卒業生・修了生の成績表は3月20日（火）の卒業式・修了式の際に学位記とともに交付します。
- 科目等履修生の成績表は3月10日（土）以降、教務課窓口で交付します。
- 理学部および自然科学研究科の学生に対しては3月28日（水）・29日（木）の2日間、南1号館2階会議室で交付する予定です。詳細は理学部掲示板でお知らせします。
- 平成19年度シラバスおよび授業時間割を同時に配付します。

■保証人宛成績通知書送付について

平成19年4月上旬、保証人宛に成績通知書を送付します。

宛先は入学手続書類に記入していただいた保証人の住所・氏名をデータとして使用しますので、それ以降住所変更などがある場合には、早急に学生部学生課まで変更内容を届け出てください。

また、発送に際しては、原則としてパソコンで利用できる文字（JIS第2水準まで）を使用するため、住所・氏名の文字の一部が届け出いただいたものとは異なる場合があります。不都合がありましたら教務部教務課までご連絡ください。

問い合わせ先：03(3986)0221（代表）

教務部教務課 内線2273

学生部学生課 内線2283

財 務 部

■平成19年度学費納入について

平成19年度第1期分の学費納付金振込依頼書（振込用紙）の発送予定および納付期限は、下記のとおりです。納入について不明な点などございましたら、大学会計課までお早めにご相談ください。

● 発送時期 平成19年4月中旬

● 納付期限 平成19年4月30日（月）

◎必ず送付された振込用紙にて納付してください。

◎年額を納付することもできます。（第1期分のみ振込依頼書と年額分の振込依頼書を送付いたします。）

◎住所変更をされた方は学生部へ届け出てください。

◎理学部数学科、および自然科学研究科（前期・後期）のうち理論を選択するものに係る研究実験費は、平成19年度から在学生も含め廃止いたします。

学 費 一 覧 表

(単位 円)

区 分 項 目		入学年度	合 計	分納額・分納期		授 業 料			※ 維持費	※ 父母会費	※ 輔仁会費	※ 新聞代	※ 学会費
				第 1 期	第 2 期	※第 1 期	第 2 期	計					
大 学 部	法学部・経済学部	H10	774,300	504,300	270,000	270,000	270,000	540,000	219,000	5,000	6,300	500	3,500
		H11	801,300	521,300	280,000	280,000	280,000	560,000	226,000	5,000	6,300	500	3,500
		H12	837,300	544,300	293,000	293,000	293,000	586,000	236,000	5,000	6,300	500	3,500
		H13～H18	871,300	566,300	305,000	305,000	305,000	610,000	246,000	5,000	6,300	500	3,500
	文学部	哲学科・史学科 日本語日本文学科 英米文学科ドイツ文学科 フランス文学科	H11	878,800	558,800	320,000	320,000	640,000	224,000	5,000	6,300	500	3,000
			H12	912,800	579,800	333,000	333,000	666,000	232,000	5,000	6,300	500	3,000
			H13～H18	944,800	599,800	345,000	345,000	690,000	240,000	5,000	6,300	500	3,000
		心理学	H13～H18	974,800	629,800	345,000	345,000	690,000	240,000	5,000	6,300	500	3,000
	理学部	物理学 化学	H11	1,244,800	801,800	443,000	443,000	886,000	267,000	5,000	6,300	500	—
			H12	1,279,800	823,800	456,000	456,000	912,000	276,000	5,000	6,300	500	—
			H13～H18	1,315,800	845,800	470,000	470,000	940,000	284,000	5,000	6,300	500	—
		数学科	H11	1,164,800	721,800	443,000	443,000	886,000	267,000	5,000	6,300	500	—
			H12	1,199,800	743,800	456,000	456,000	912,000	276,000	5,000	6,300	500	—
			H13～H18	1,235,800	765,800	470,000	470,000	940,000	284,000	5,000	6,300	500	—
		政治学・経済学・経営学	H16～H18	670,700	430,700	240,000	240,000	480,000	186,000	—	1,200	—	3,500
		人文学部	哲～仏	H15～H18	664,200	424,200	240,000	480,000	180,000	—	1,200	—	3,000
大 学 院	博士前期課程	心理学	H16～H18	694,200	454,200	240,000	240,000	480,000	180,000	—	1,200	—	3,000
		自然科学	実験	H15～H18	905,200	580,200	325,000	650,000	184,000	—	1,200	—	—
		自然科学	理論	H15～H18	835,200	510,000	325,000	650,000	184,000	—	1,200	—	—
		法学・政治学	(注1) H13	600,700	385,700	215,000	215,000	430,000	166,000	—	1,200	—	3,500
	博士後期課程	経済学・経営学	(注2) H14	636,700	408,700	228,000	228,000	456,000	176,000	—	1,200	—	3,500
			(注2) (注3) H15～H18	670,700	430,700	240,000	240,000	480,000	186,000	—	1,200	—	3,500
		人文学部	哲～仏	(注1) H13	598,200	383,200	215,000	430,000	164,000	—	1,200	—	3,000
				(注2) H14	632,200	404,200	228,000	456,000	172,000	—	1,200	—	3,000
				(注2) (注3) H15～H18	664,200	424,200	240,000	480,000	180,000	—	1,200	—	3,000
		心理学		(注2) (注3) H15～H18	694,200	454,200	240,000	480,000	180,000	—	1,200	—	3,000
			実験	(注2) H14	869,200	558,200	311,000	622,000	176,000	—	1,200	—	—
			理論	(注2) (注3) H15～H18	835,200	510,200	325,000	650,000	184,000	—	1,200	—	—
	専門職大学院	法務研究科	H16～H18	1,301,200	744,200	557,000	557,000	1,114,000	186,000	—	1,200	—	—

注意 1：平成10年度大学院博士前期課程に入学し、13年3月に修了後直ちに博士後期課程に進学した者は下の表となります。

区 分 項 目		前期課程 入学年度	合 計	分納額・分納期		授 業 料			※ 維持費	※ 父母会費	※ 輔仁会費	※ 新聞代	※ 学会費
				第1期	第2期	※第1期	第2期	計					
大 学 院	博士後期課程	法・政治・経済・経営	H10	573,700	368,700	205,000	205,000	410,000	159,000	—	1,200	—	3,500
		人文学部	哲～仏	H10	577,200	370,200	207,000	414,000	159,000	—	1,200	—	3,000
		心理学	H10	607,200	400,200	207,000	207,000	414,000	159,000	—	1,200	—	3,000
		自然科学	実験	H10	805,200	518,200	287,000	644,000	160,000	—	1,200	—	—
		自然科学	理論	H10	735,200	448,200	287,000	574,000	160,000	—	1,200	—	—

注意 2：平成11年度大学院博士前期課程に入学し、14年3月・15年3月に修了後直ちに博士後期課程に進学した者は下の表となります。

区 分 項 目		前期課程 入学年度	合 計	分納額・分納期		授 業 料			※ 維持費	※ 父母会費	※ 輔仁会費	※ 新聞代	※ 学会費
				第1期	第2期	※第1期	第2期	計					
大 学 院	博士後期課程	法・政治・経済・経営	H11	600,700	385,700	215,000	215,000	430,000	166,000	—	1,200	—	3,500
		人文学部	哲～仏	H11	598,200	383,200	215,000	430,000	164,000	—	1,200	—	3,000
		心理学	H11	628,200	413,200	215,000	215,000	430,000	164,000	—	1,200	—	3,000
		自然科学	実験	H11	834,200	536,200	298,000	666,000	167,000	—	1,200	—	—
		自然科学	理論	H11	764,200	466,200	298,000	596,000	167,000	—	1,200	—	—

注意 3：平成12年度大学院博士前期課程に入学し、15年3月・16年3月に修了後直ちに博士後期課程に進学した者は下の表となります。

区 分 項 目		前期課程 入学年度	合 計	分納額・分納期		授 業 料			※ 維持費	※ 父母会費	※ 輔仁会費	※ 新聞代	※ 学会費
				第1期	第2期	※第1期	第2期	計					
大 学 院	博士後期課程	法・政治・経済・経営	H12	636,700	408,700	228,000	228,000	456,000	176,000	—	1,200	—	3,500
		人文学部	哲～仏	H12	632,200	404,200	228,000	456,000	172,000	—	1,200	—	3,000
		心理学	H12	662,200	434,200	228,000	228,000	456,000	172,000	—	1,200	—	3,000
		自然科学	実験	H12	869,200	558,200	311,000	692,000	176,000	—	1,200	—	—
		自然科学	理論	H12	799,200	488,200	311,000	622,000	176,000	—	1,200	—	—

※は、第1期分徴収分です。

※は、研究実験費であり、授業料に含みます。

外国語教育研究センター

■英語能力試験（TOEIC）の実施について

本学の英語教育をさらに充実させるため、以下の通り英語能力試験（TOEIC）を実施いたします。今回の試験結果によって皆さんの現在の英語力およびこれまでの学習の成果等を知ることができますので、忘れずに受験し、その結果を今後の英語学習にご活用下さい。

- 対象 2年生（平成17年度入学者）および平成17年度インテシヴ・コース合格者（3年生以上）
- 実施日時 平成19年2月3日（土）14：30～17：30
- 試験会場 試験会場は変更される可能性がありますので、詳細につきましては、外国語教育研究センター掲示板（北1号館西側掲示場）にてご確認ください。

▼2年生

法 学 部 西5-B 1・201・202
 経済学部 西2-301、302、401、501
 文 学 部 哲・ド 西2-402
 史・フ 西2-201
 日・英・心 西5-301、302、303

理 学 部 西1-102、103、104、105

※2年生のインテシヴ・コース合格者は、上記の各学部（学科）指定の教室で受験して下さい。

▼3年生以上

平成17年度インテシヴ・コース合格者 西1-301

【問い合わせ先】

外国語教育研究センター [北2号館10階]

月～金曜日／9：00～11：30、12：30～16：30

土曜日／9：00～12：00

HP／<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/fltrc/index.html>

なお、ご不明な点等ございましたら外国語教育研究センター事務室（fltrcoff@gakushuin.ac.jp）までお問い合わせください。

TOEICの試験前にあなたの英語力を測ってみませんか

インターネットでできる

英語コミュニケーション能力テストCASEC

CASECは最新のテスト理論に基づいた高い判定精度をもつテストで、英語のコミュニケーション能力を短い試験時間（平均40分～50分）で測定し、その場でTOEICスコアや英検級の目安がわかります。このテストは学内だけでなく学外からも受験可能で、無料で利用できます。

詳しくはセンターのウェブサイトから学内からアクセスし、指示に従って受験してください。その際には「外国語教育研究センターにおける個人情報（CASEC）の取り扱いについて」をよく読み、同意した上で利用して下さい。サイトにアクセスするには左記の外国語教育研究センターのウェブページからリンクをたどります。

あなたもオンラインで英語を勉強してみませんか

コンピュータを使ってTOEICの問題練習ができるALC Net Academyが昨秋バージョンアップされ、「NetAcademy 2」となりました。ユーザインタフェースが洗練され、使い勝手がよくなりました。また、「単語道場」というコーナーが新設され、TOEIC受験に必要な語彙の練習が可能です。このシステムを利用して200点以上も得点を伸ばした人もいます。ぜひご活用ください。

*NetAcademy 2は学内のコンピュータからサーバーにある教材にアクセスして行うマルチメディア型英語教材です。スピードを変えてのリスニングや英文の表示速度を変えてのリーディングなどを行うことによって、TOEIC試験に対応する英語力を養います。学習は逐次記録されますので、後で自分の学習記録を参照できます。学内のコンピュータ端末ならどこからでもアクセスでき、利用は無料です。詳しくは左記の外国語教育研究センターのウェブサイトにある説明をご覧ください。

国際交流センター

■国際交流センターホームページのご案内

国際交流センターからの各種募集案内や行事等のお知らせは、ホームページ「新着情報」を通じてお伝えしています。

また、センターホームページからは、協定校や留学情報機関のホームページにもリンクがはられています。

留学や国際交流に興味のある学生さん、また外国人留学生の皆さん、ぜひ定期的にのぞいてみてください。

アドレスは<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/cie/index.html>です。

なお、国際交流に関する情報は、学外からのものを含め、国際交流センター前および北1号館西側にある掲示板を通してもお知らせしています。

■学習院大学海外留学奨学金の募集

本学では、留学に伴う経済的負担を軽減し、少しでも多くの学生に留学を経験してもらうことを目的として、「学習院大学海外留学奨学金」を設けています。

詳細は国際交流センターにおたずねください。

出 願 条 件：教授会等で「留学」として許可されているか、もしくは海外の大学へ出願中の学生

奨 学 金 額：1人50万円（返還の義務なし）

採用予定数：年間20名

出願・選考：年2回（6月および12月）

学生相談室

■学年末休講・春季休業中の開室日および開室時間について

【開室日】 下記の閉室日を除き、平常通りに開室しています。

《開室時間》 月～金曜日 9：30～17：00

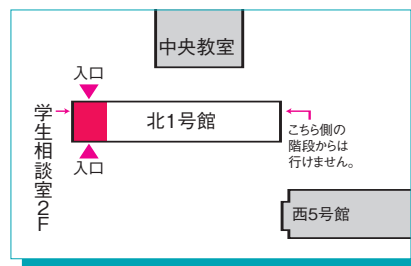
土曜日 9：30～12：30

* 図書の貸出等も通常通り

【閉室日】・日曜・祭日

・入試期間 2月10日（土）～2月14日（水）

【予約・問い合わせ】 Tel 03-3986-0221 内線2514



* ご相談は来室された時になるべく応じるようにしておりますが、予約状況によっては日をあらためて来ていただくこともあります。事前に来室または電話で予約されることをおすすめします。

計算機センター

■計算機センター実習室 春季休業中の予定について

【閉室日】日曜日・祝日 および 2月10日(土)～2月14日(水)
 【開室日】日曜日・祝日、入試期間以外は平常通り
 月～金曜日 9:00～18:00
 土曜日 9:00～14:00

■卒業予定者へのお知らせ

3月に卒業する学生は、年度末をもって計算機センターの利用が出来なくなります。必要なファイルなどのデータは3月31日までに各自で保存してください。メールアドレスも抹消されますので、必要に応じて関係者に連絡しましょう。

重要

生涯学習センター 2007年度 資格・語学・スキルアップ講座、教養講座のご案内

本センターでは、本学学生、卒業生、ご父母、地域住民の方を含め、広く一般の皆さんを対象とした、資格試験対策講座や教養講座を開設しています。

◎自分の“付加価値”を高めよう

景気や企業業績が回復基調に乗り、就職・転職等の採用状況にも好影響を与えています。しかし、終身雇用の崩壊、労働市場の一層の流動化、即戦力を求める企業の採用動向がさらに顕著になり、高いパフォーマンスを発揮できる人材の確保が、あらゆる企業・組織で、これまで以上に重要視されています。昨今、大学生が、職務経験のある社会人と同じ土俵で採用試験に臨む機会も増え、**新卒者を取り巻く就職状況は、決して楽観できるものではありません。**大卒という肩書き以外にも、客観的な自身の付加価値の指標としての資格を取得するため、いわゆるWスクールをしている学生が多いのは、そういった流れを敏感に感じ取っているからでしょう。**大学在学中の今こそ、自由な時間を効果的に使い、能力アップをはかる最大のチャンスです。**

◎質の高い資格試験・語学・スキルアップ講座を開設

センターでは、自分の将来に対して意識の高い学生やスキルアップを目指すビジネスパーソンを支援するため、内部にキャリアスクール部門を設置。民間の資格専門学校や語学学校と提携し、効率的なカリキュラムや教材、経験豊富な講師陣による各種の**資格試験対策や語学、スキルアップ講座を実施**し、高い成果をあげています。

◎経済的負担軽減を強力にバックアップ

外部機関と比べて**できるだけ押さえた受講料**を設定し受講生の経済的負担をバックアップ。さらに、本学の現役学生の皆さんは、修了後の申請により受講料の一部が給付される**「在学生受講料給付制度(制度対象講座のみ)」**(全講座の80%以上の出席が条件、受講料の20～25%を給付*18年度実績)もあり、断然お得な価格設定となっています。また、残念ながら試験に合格できなかった方のため、減額された受講料で次回講座を受講することができ**る「再チャレンジ制度」(対象指定講座有)**も設置。そして、全ての講座がセンター及び大学構内で開催され、利便性も抜群です。

◎募集要綱・講座ガイダンス情報入手

センターでは、今後もニーズの高い講座を積極的に取り上げていく予定です。就職・転職活動や社内キャリアアップの一手段として是非お役立てください。

左の表は、2007年度に開講を予定している資格・語学・スキルアップ講座の一覧です。各講座の日程等詳細は、3月上旬から西5号館学生ホール入口スタンドに設置する募集要項、資料等でご確認ください。また、各講座の概要や資格取得後の効用等を分りやすく説明するガイダンスを実施します。開催日時や会場等は、4月中旬以降、学内のポスター・立看板で告知します。

卒業生・社会人の方は、下記センターまで講座パンフレットをご請求ください。

◎多種多彩な一般教養・趣味講座を展開

その他、主に社会人の方を対象とした一般教養講座を開設。文学、歴史、芸能、芸術、子育て、趣味、語学など多彩なプログラムをご用意して、ご父母や卒業生の皆様をお待ちしています。

春期講座の詳細は、2月下旬に完成する総合パンフレットをご覧ください。過去1年以内にご請求をいただいている方には、出来上がり次第お送りします。新規にご希望の方は、下記までお気軽にご連絡ください。

◆お問い合わせ・連絡先◆

Tel 03(5992)1040 Fax 03(5992)1124

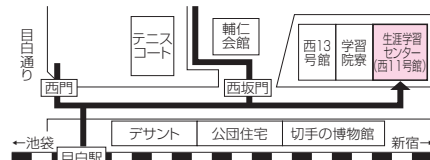
E-mail : shogaigakushu@gakushuin.ac.jp

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/open/>

2007年度開設予定 資格・検定・キャリアアップ講座一覧

講 座 名	開講期間(予定)	本試験日
☆宅建主任者試験対策講座(基礎編)(春期)	5月中旬～8月下旬	10月中旬
☆宅建主任者試験対策講座(演習編)(秋期)	9月上旬～10月上旬	10月中旬
☆総合・国内旅行業務取扱管理者講座(春期)	5月中旬～9月下旬	9・10月上旬
☆2級ファイナンシャル・プランニング技能検定(AFP)(春期)	6月中旬～1月中旬	1月下旬
☆行政書士試験講座(春期)	5月中旬～11月上旬	11月上旬
☆初級システムアドミニストレータ講座(春期)	6月上旬～10月中旬	10月中旬
☆秘書検定準1級・2級講座(春期)	5月中旬～6月下旬	6月下旬
☆秘書検定準1級・2級講座(秋期)	9月下旬～11月中旬	11月中旬
☆初学者向け日商簿記2級ストレート講座(春期)	6月上旬～11月中旬	11月中旬
☆証券外務員二種資格試験対策講座(春期)	5月中旬～8月上旬	随 時
☆証券外務員二種資格試験対策講座(秋期)	10月中旬～2月上旬	随 時
☆貿易実務講座(春期)	5月中旬～6月下旬	7月上旬
☆貿易実務講座(秋期)	10月中旬～1月中旬	1月下旬
☆医療事務講座(診療報酬請求事務能力認定試験対応)(春期)	5月中旬～7月中旬	7月中旬
☆医療事務講座(診療報酬請求事務能力認定試験対応)(秋期)	10月中旬～12月上旬	12月中旬
色彩検定2級対策講座(春期)	6月上旬～10月下旬	11月上旬
色彩検定3級対策講座(春期)	4月下旬～6月上旬	6月中旬
TOEIC講座600点達成コース(春期)	5月中旬～7月下旬	7月下旬
TOEIC講座600点達成コース(秋期)	10月中旬～12月下旬	1月下旬
留学準備 + TOEFL点数UP対策講座(春期)	5月下旬～7月上旬	随 時
TOEFL入門講座(秋期)	10月中旬～12月中旬	随 時
TOEIC800点を目標する英会話 + TOEICスコアアップ講座(春期)	5月中旬～7月中旬	7月下旬
TOEIC800点を目標する英会話 + TOEICスコアアップ講座(秋期)	10月下旬～12月中旬	1月下旬
夏期集中TOEFL対策講座	8月上旬～8月中旬	随 時
大学生のための自己分析とキャリアプラン(春期)	6月中旬	—
大学生のための自己分析とキャリアプラン(秋期)	11月下旬	—
就職のためのマスコミ文庫論講座(夏期)	8月	—
就職のためのマスコミ文庫論講座(冬期)	2月	—

☆在学生受講料給付制度対象予定講座





* 大学図書館

■試験期の開館時間

1月9日(火)～2月3日(土) 月～金 8:50～**21:00**
土 8:50～18:00

■学年末休講・春季休業中の開館時間

2月5日(月)～4月11日(水) 月～金 8:50～16:30
土 8:50～12:00

* 入試期間および館内整備 <2月10日(土)～17日(土)> 休館
* 大学卒業式 <3月20日(火)> 休館

■学年末休講・春季休業中の長期貸出

開始: 1月23日(火) 返却期限: **4月14日(土)**

* 最終学年在籍者(学部4年生、博士前期2年生、博士後期3年生)
の返却期限: 2月28日(水)
* 雑誌の貸出期間は通常通り1週間

■平成19年度入学試験期間の図書返却について

2月10日(土)～14日(水)の学内入構禁止期間中は、ポスト返却も含め図書の返却はできません。

■山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム・四大学図書館の相互利用停止

1月は各大学でも試験期となるため、協定による閲覧・貸出は停止になります。(國學院大學図書館・武蔵大学図書館は利用可。立教大学図書館は閲覧のみ可。)この期間に閲覧を希望する場合は**紹介状が必要になります**ので、大学図書館2階レファレンスカウンターへご相談ください。なお、1月中でも各大学試験期終了後は協定による利用が可能になる大学もありますので、大学図書館ホームページ(<http://www.glim.gakushuin.ac.jp>)をご覧ください。

■年度末のサービスについて

図書館システム移行作業に伴い、年度末のサービスを一部停止する場合があります。予めご了承ください。(大学図書館・法経図書センター・理学部図書室・女子大学図書館共通)

■卒業予定者のみなさんへ

本学卒業生は卒業後も大学図書館を利用(貸出も含む)することができます。利用申請は平成19年4月から行います。**卒業証明書および身分証明書を持参の上**、1階カウンターでお申し込みください。なお法経図書センター・理学部図書室・各学科研究室はそれぞれ利用規則が異なりますのでご注意ください。

■配架場所の移動について

下記の通り、配架場所を移動しました。詳細は館内の掲示をご覧ください。

新聞縮刷版: 1階第1開架室 → 2階参考室および書庫6層
洋書(文庫含む): 1階第2開架室 → 3階閲覧室東側壁面

* 法経図書センター

■学年末試験に向けて

学年末試験が近づくと、館内が大変混雑します。席取り、飲食、騒々しい会話、椅子の移動、携帯電話の使用等、他の迷惑になる行為は、慎んでください。

■開館時間延長のお知らせ

1月9日(火)～31日(水)の開館時間を平日は1時間延長いたします。

平日 8:50～21:00
土曜日 8:50～20:00

■学年末休講・春季休業中の開館日・開館時間

開館日 2月5日(月)～2月9日(金)
および2月15日(木)～4月7日(土)

開館時間 月～土曜日 8:50～20:00
4月1日(日)～7日(土)は
月～金曜日 8:50～16:30
土曜日 8:50～12:10

休館日 日曜日・祝日、
2月10日(土)～2月14日(水)
(入試期間のため)

■学年末休講・春季休業中の長期館外貸出

取扱期間 1月23日(火)～3月31日(土)

返却期限 4月14日(土)

冊数 通常どおり

* 最終学年在籍者の館外貸出返却期限は、2月28日(水)ですので、遅れないように返却してください。

* 理学部図書室

■学年末休講・春季休業中の開室日・開室時間

開館日 2月5日(月)～2月9日(金)
および2月15日(木)～4月7日(土)

開館時間 平日 9:00～17:30
土曜日 9:00～13:00

休室日 日曜日・祝日
2月10日(土)、
2月12日(月)～2月14日(水)(入試期間)
3月20日(火)(大学卒業式)
3月中の土曜日(3日、10日、17日、24日、31日)

■学年末休講・春季休業中の長期貸出

▼学部生

取扱期間 1月23日(火)～3月30日(金)

返却期限 4月14日(土)

冊数 通常どおり

▼院生

取扱期間 1月23日(火)～3月23日(金)

返却期限 4月14日(土)

冊数 通常どおり

* 最終学年在籍者の返却期限は、2月28日(水)です。

学芸員資格取得事務室

●平成18年度「博物館学芸員資格取得者」の発表

平成18年度の博物館学芸員資格取得者の発表は平成19年3月10日頃に掲示にて発表いたします。

●「博物館学芸員資格取得証明書」の交付

平成18年度に博物館学芸員資格を取得した者に対して、「博物館学芸員資格取得証明書」を下記のとおり交付します。

日 時 平成19年3月20日(火) 午前10時～午後2時まで

場 所 学芸員資格取得事務室(史料館内)

大学院生、科目等履修生についても3月20日以降に学芸員資格取得事務室において交付します。

注意事項

- 他大学において必要単位の一部を修得した者に対しては「博物館学芸員資格取得証明書」は交付されません。(「博物館に関する科目の単位修得証明書」は請求があれば発行できます。)
- 当日、博物館実習記録を返却いたします。

東洋文化研究所

●学習院大学－ハーヴァード大学国際学術シンポジウム 「東アジア学のフロンティア」

開催日：1月13日(土)・14日(日) ※聴講無料

会 場：学習院創立百周年記念会館小講堂

主 催：東洋文化研究所 助 成：学習院国際交流基金

※13日・14日の18時より懇親会を開催します。

■第1部 清朝・満洲史研究の現在

1月13日(土) 13:00開始

- 基調報告 マーク＝エリオット氏(ハーバード大学教授)

「米国における満洲学：過去、現在、未来」

- 承 志氏(総合地球環境学研究所研究員)

「台湾・大陸における満洲史研究の現況」

- 杉山清彦氏(駒澤大学専任講師)

「大清帝国史研究の現在－日本における概況と展望－」

- 学習院大学所蔵満洲語文献特別展示(於：第四会議室)

- コメント 柳沢 明氏(早稲田大学教授)

- ディスカッション(進行：楠木賢道氏[筑波大学教授])

■第2部 朝鮮史研究の現在…「友邦文庫」の可能性

1月14日(日) 10:20開始

- 姜 徳相氏(滋賀県立大学名誉教授)

- 宮田節子氏(東洋文化研究所客員研究員)

対談「朝鮮総督府関係者録音テープの採録に参加して」

- 李 英美氏(法政大学委嘱研究員)

「近代韓国における民事慣習の慣習法化過程－朝鮮総督府の慣習政策と朝鮮高等法院判決の分析を中心に」

- カーター＝エッカート氏(ハーバード大学教授)

「北米における韓国植民地研究：最近の傾向」

- コメント 松本武祝氏(東京大学大学院教授)

「＜植民地近代＞をめぐる近年の研究動向について」

- 辻 弘範氏(東洋文化研究所助手)

「友邦文庫の朝鮮引揚関連資料について」

- 岡本真希子氏(早稲田大学客員講師)

「朝鮮総督府官僚研究と『録音記録』の可能性」

- 宮本正明氏(世界人権問題研究センター専任研究員)

「友邦文庫の阪谷芳郎資料について」

- ディスカッション(進行：辻 弘範氏)

保健室 だより

平成19年度定期健康診断実施について(新入学生は、別の日程表参照のこと)

定期健康診断を、表の日程により実施します。年に一度は身体のチェックをしましょう。

注意事項他

- 各自持参のTシャツを着衣して下さい。(刺しゅう、プリントなど飾りのないもの)
- ネックレス、口紅、マニキュアなどは遠慮してください。
- 長い髪は、バレッタ等の髪留めなどで、上にあげてください。
- 眼鏡およびコンタクトレンズ使用者は、矯正視力のみを測定します。
- 受診時は、携帯電話の電源を切ってください。電磁波により、検査機器に誤作動等の影響があります。
- 健康診断の結果、再検査などが必要な場合に限り、6月末までにお知らせします。
- 指定日時に受けられない場合は、健診期間中、別の日時に受けてください。
- 健診期間中、受けられない場合は、医療機関で別表の検査項目を受け、保健室に提出してください。
- 健康診断の未健診または全健診項目を受けなかった場合は、健康診断証明書の発行はできません。特に、尿検査の未提出者が多いので、気をつけてください。

お知らせ

AED(自動体外式除細動器)を設置

- 西5号館1階受付
- 正門受付

- スポーツ・健康科学Ⅲb野外コース(キャンプ・サイクリング・スキー・ゴルフ・トレッキング)履修者は、集中授業直前に健康診断(スポーツ健診)を実施しますが、原則として、4月の定期健康診断を受けていることが前提となります。

注意

健診中の持物の紛失には、責任を負いかねますので、自己管理のもとに受診してください。

●●平成19年度定期健康診断実施日程●●

日 程	4/2(月)	4/3(火)	4/4(水)	4/5(木)
	女 子	男 子	女 子	男 子
対 象 学 年	4年生・大学院生 専門職大学院 (研修生・研究生含)	4年生・大学院生 専門職大学院 (研修生・研究生含)	2・3年生	2・3年生
	※編入学生、再入学生、転部・転科生は、該当学年で受けて下さい。 ※研究生、委託生、科目等履修生は保健室へお問い合わせください。 ※学年指定日に受けられない場合は、健診期間中、他学年の日時に受けて下さい。			
時 間	受付 ●午前9時～11時30分 ●午後1時～3時30分 ※4/5(木)のみ午後3時で終了			
順 序	西5号館B1教室集合→健診カード受取り→更衣→西5号館1F学生ホール			
項 目	【4年生・大学院生・専門職大学院】 身長・体重・視力・血圧・胸部X線・尿検査・内科診察(簡易聴力) 【2・3年生】身長・体重・血圧・胸部X線・内科診察(尿検査は必要者のみ) 【編入学生】身長・体重・血圧・胸部X線・尿検査・内科診察 【転部転科生・再入学生】転部転科・再入学した学年の項目になります。 ※内科診察時、医師から指示があった場合のみ心電図検査があります。			
摘 要	●医療機関で受診する場合は、保険適応外なので費用がかかります。 ●尿検査についても保険適応外です。特に女性の方は、提出日に気を付けましょう。 ※ホームページのキャンパスライフの「健康管理」でも案内しています。			

◆平成18年度 修了式・卒業式の日程について◆

平成19年3月20日(火)

午前9時30分

- 人文科学研究科
- 自然科学研究科
- 文学部
- 理学部

午前11時30分

- 法学研究科
- 政治学研究科
- 経済学研究科
- 経営学研究科
- 法務研究科(法科大学院)
- 法学部
- 経済学部

◆平成19年度 入学式・保証人会の日程について◆

平成19年4月8日(日)

入学式 午前9時30分

保証人会 午前10時20分

- 法学研究科
- 政治学研究科
- 経済学研究科
- 経営学研究科
- 法務研究科(法科大学院)
- 法学部
- 経済学部

入学式 午後1時00分

保証人会 午後1時50分

- 人文科学研究科
- 自然科学研究科
- 文学部
- 理学部

課・外・活・動・レ・ポ・ー・ト

スカイサウンズジャズオーケストラ

私どもスカイサウンズジャズオーケストラはレギュラーバンド、ジュニアバンドと2つバンドを形成しています。レギュラーバンドは主に2, 3年生が主体。ジュニアバンドは1, 2年生が主体のバンドです。練習は毎週火曜、木曜、土曜の週三回。本番は月に1回程度で行っています。他大学との交流も盛んで、大学祭では毎回いろいろな大学のピックバンドサークルを呼んだり、呼ばれたりしています。

去年の8月に行われました、山野楽器主催の学生ピックバンド全国大会、第37回山野ピックバンドジャズコンテストでは参加校58校中、10位という成績を収めました。この大会で10位以内に入るとCD化され、一般に販売されます。また、今大会のことが音楽雑誌に掲載され、私どもスカイサウンズも掲載されました。

私どもは「やる時はやる」をモットーに、遊ぶ時はとことん遊び、練習する時はとことん練習しています。レギュラーに関しては本番近くなると夜10時過ぎまで練習することもあります。下校時間ギリギリに帰ることもしょっちゅうです。やはり皆、いい演奏をしたい、いい演奏を聴いてほしいが為に日々頑張っております。

プロとふれあう機会も多く、たくさんのことを学ぶことができ、自分とはあるバンドのツアー回りをしたこともあります。

音楽を通していい経験をしてみたいと思ったら、黎明224の私どもの部室に来てみてください。

バンドマスター：法学部法学科3年／串田知之

★盗難に注意★

学内で盗難が多発しています。

特に多く発生している被害は、机上・ベンチなどに荷物を置いたままその場を離れ、置き引きにあうケースです。以下のことに注意してください。

- (1) 所持品から目を離さない。
- (2) 教室・学生ホール・学生食堂・屋外のベンチなどで、荷物を置いたまま席を離れない。
- (3) 財布等貴重品は常に身につけておく。(トイレ等でわずかな時間席を離れる時も、置いたままにはしないこと。)

学内であるという安心感から無防備になりがちですが、学内といえども決して安全ではありません。

大学構内は、たとえ「窃盗犯」が侵入したとしても、見分けることは困難です。貴重品・手荷物の管理は、個人の責任でしっかりと行うをお願いいたします。また、構内で不審物・不審者に気づいた時は、教職員、警備員にお知らせください。

万一盗難にあった場合は、至急、

- ① キャッシュカード・クレジットカードを盗まれた時は、直ちに金融機関・カード会社に届け出る
 - ② 警察に「被害届」を提出する
 - ③ 学生部に「学内での盗難被害届」を提出する
- の手続きを行ってください。



編集後記

新年おめでとうございます。平成18年度最後のCOMPASSをおおくりいたします。

毎年1月号に「学生の提言」の優秀賞受賞作品をご紹介、ご好評をいただいておりますが、紙面の都合で掲載していない佳作受賞作品につきましても、大学HP (<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/stu/campus/teigenkettei.htm>) でご覧いただけます。大変ユニークな論文ですので、こちらもぜひご覧ください。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

(こ)

※次号の発行は4月になります。

学習院大学通信 COMPASS
第32号(在学生・保証人配付号)

2007年1月10日発行

◆編集発行◆

学習院大学学生部

東京都豊島区目白1-5-1